

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	7. 環境保健対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本英香		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	23,273,012	22,870,963	22,596,023	
	一般会計	23,273,012	22,870,963	22,596,023	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。</li> </ul> <p><b>【水俣病対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化、情報発信及び総合的研究。</li> </ul> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。</li> </ul> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子についての調査研究。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p><b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b></p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p><b>【水俣病対策】</b></p> <p>医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信、水俣病に関する研究、国際的取組への対応策への取組を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。</p> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b></p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 18 年度末までに 2,389 件が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。</p> <p>「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成 18 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(3 地域)、一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査(3 地域)、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査を実施し、データや知見の集積を行った。</p> <p>事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て決定し、救済制度の円滑な運用に寄与した。</p>
---

### 【環境保健に関する調査研究】

花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

過敏状態の原因がごく微量の化学物質であると言われていることから、環境中極微量化学物質の分析法開発を着実に実施している。

電磁界に関する情報収集を行い、また熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

### 今後の主な課題

### 【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。

幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。

### 【水俣病対策】

公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。

公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国賠訴訟やその他の訴訟への対応。

水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。

水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

### 【石綿健康被害救済対策】

救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。

### 【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。

環境中極微量化学物質測定分析法が未確立。

WHOの電磁界に関する総合的評価公表への対応検討。

### 今後の主な取組

### 【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養施設の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに、局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

### 【水俣病対策】

与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める。

公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。

水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。

水俣病経験の普及啓発セミナーを開催するとともに、水俣病の客観的診断手法の確立をはじめとする調査・研究の推進、国際的な取組への積極的な対応を図る。

### 【石綿健康被害救済対策】

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。

平成19年度以降、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、石綿ばく露の疫学的解析調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。

### 【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。

環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。

磁界等環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 7-1	<b>公害健康被害対策(補償・予防)</b> 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。
	環境白書での位置づけ 7章8節 環境保健対策、公害紛争処理等
関係課・室	企画課、保健業務室
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p><b>【有効性】</b> 被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p><b>【効率性】</b> 公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされる事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。</p> <p><b>【公平性】</b> 公健法に定められたとおり、被認定者に対する公平な補償給付や予防事業等を実施した。</p> <p><b>【優先性】</b> 被認定者への補償や予防事業は公健法に規定された業務であり、環境汚染による健康影響の継続的監視、調査研究や疫学調査は、国民の健康に係る課題でもあるため、優先して実施する必要がある。</p>



<今後の展開>

公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費、補助金の適切な交付により、迅速かつ公平で効率的に実施する。

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、それぞれ実施しており、これらの調査を着実に継続して実施するとともに、さらに平成19年度からは成人を対象とした調査を実施し、その関係の解明に努める。

目標7-2	<b>水俣病対策</b> 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。
環境白書での位置づけ	7章8節 環境保健対策、公害紛争処理等
関係課・室	特殊疾病対策室
評価・分析	<p><b>【必要性】</b></p> <p>水俣病に関する補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。</p> <p>水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和(もやい直し)を推進し、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにすることが必要である。</p> <p>次世代への教訓の継承や国内外への情報発信を進めるとともに、水俣病に関する研究の推進を図り、水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにすることが必要である。</p> <p><b>【有効性・効率性】</b></p> <p>水俣病に関する補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく認定者に対して、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われている。</p> <p>水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開する必要があり、こうした考え方にに基づき取組を進めている。</p> <p>水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外に発信するとともに、国立水俣病総合研究センター等の研究成果に基づき、水銀汚染による影響解明等の国際的な取組に対応している。</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び訴訟への迅速な対応を図る。</p> <p>水俣病発生地域の環境福祉対策(胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等)を推進する。</p> <p>水俣病経験を国内外へ引き続き発信するとともに、国立水俣病総合研究センター等における水俣病に関する研究の見直しと着実な実施を図る。</p> <p>WHO等を中心とした水銀汚染による影響解明等の国際的な取組に積極的に対応する。</p>
---

目標7-3	<b>石綿健康被害救済対策</b> 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。
環境白書での位置づけ	7章8節 環境保健対策、公害紛争処理等
関係課・室	石綿健康被害対策室
評価・分析	<p><b>【必要性】</b>          石綿を原因とする中皮腫、肺癌については、重篤な病気を発症するかもしれないことを知らずに石綿にばく露し、石綿へのばく露から30年～40年という非常に長い期間を経て発症すること、石綿は事業活動のみならず建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきたことから、どのような状況において石綿にばく露したのかを明らかにすることは難しく、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて困難である。加えて、中皮腫や肺癌は重篤であり、発症から1、2年で死亡するケースが少ない。このように、石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にある。また、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されている。これらのことから、石綿により健康被害を受けた方の迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b>          平成18年度末時点において実質3,538件の申請が行われ、うち2,389件が認定されている。</p> <p><b>【効率性】</b>          中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成18年度末時点において、環境再生保全機構から申し出を受けた1,431件中、1,344件について医学的判定を実施。)</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b>          引き続き、石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)の着実かつ円滑な施行に努める。          救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされていることや、その附帯決議において施行後5年を待たずとも適宜適切に所要の見直しを行うこととされていること等を踏まえ、平成19年度以降、以下の調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査(6地域で実施)</li> <li>・石綿ばく露の疫学的解析調査</li> <li>・被認定者に関する医学的所見等の解析調査</li> </ul>
---

<p>目標 7-4</p>	<p><b>環境保健に関する調査研究</b></p> <p>近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。</p> <p>花粉症と一般環境との関係</p> <p>本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)</p> <p>環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)</p>
<p>環境白書での位置づけ</p>	<p>7章8節 環境保健対策、公害紛争処理等</p>
<p>関係課・室</p>	<p>環境安全課</p>
<p>評価・分析</p>	<p><b>【必要性】</b></p> <p>様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記 ~ については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。</p> <p><b>【有効性】</b></p> <p>~ については、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また環境省ホームページ等を活用し一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。</p> <p>花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。</p> <p>過敏状態の原因がごく微量の化学物質であると言われていることから、環境中極微量化学物質の分析法開発を着実に実施している。</p> <p>電磁界に関する情報収集を行い、また熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>今後の主な課題としては、以下があげられる。</p> <p>花粉症発症には複数の因子が関与することから、花粉症と一般環境との関係の究明に向けて、調査研究等を推進する。</p> <p>スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制を構築する。</p> <p>環境中の極微量化学物質測定を可能とする分析法は開発途中であり、特に複数の物質が混在した状態を評価する手法は未確立である。</p> <p>電磁界については、未だ WHO の総合的な評価結果が公表されておらず、今後も情報収集を行う必要がある。</p> <p>そして、今後の主な取組としては以下のことを推進することとしている。</p> <p>花粉症については、個々の患者への詳細な聞き取り調査や、花粉飛散数理モデルの開発を目的とした研究を推進する。また、本格的な花粉飛散予測を行うとともに、定期的に保健指導マニュアルの更新を行う。さらに、スギ・ヒノキ花粉予測システムの稼働やスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測の検討・実施、またスギ・ヒノキ花粉飛散予測の情報提供に関する検討を行う。</p> <p>環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。</p> <p>電磁界についての情報収集を継続し、熱中症や紫外線については定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。</p>
---

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)、石綿による健康被害の救済等に関する法律(平成18年法律第4号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18当初		
		H18当初	H19当初	H20反映
7-1	環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)	182,931	169,823	
	局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	555,315	593,132	
	高齢認定患者リハビリテーションプログラム開発費	12,000	17,821	
	公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,202,526	1,209,828	
	公害保健福祉事業助成費	55,448	55,348	
	公害健康被害補償に係る納付金財源交付	11,374,000	10,753,000	
	公害健康被害補償基礎調査費	10,789	10,308	
	公害健康被害補償不服審査会等経費	94,664	96,977	
	公害健康被害補償基本統計調査費	4,825	4,528	
	イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究	39,044	54,872	
	重金属等の人体影響に関する総合的研究	3,961	-	-
	イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費	25,839	19,524	
7-2	健康被害救済特別措置費	2,643,528	3,659,054	
	水銀汚染対策等調査推進事業	27,212	25,758	
	水俣病対策地方債償還費	5,651,000	4,904,035	
	水俣病に関する総合的研究	26,896	46,268	
	国立水俣病総合研究センター調査研究費	407,585	401,631	
7-3	石綿健康被害対策室関係経費	67,214	41,693	
	石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査	-	14,842	
	一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査	29,699	30,202	×
	一般環境経路による石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査	40,499	68,023	
	石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査	9,699	9,492	
	被認定者に関する医学的所見等の解析調査	-	11,718	
	石綿健康被害救済事業交付金	106,061	583,058	
7-4	大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究	19,950	19,621	
	環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査	5,338	5,796	

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
7-3	主要な地域を対象として当調査を実施することにより、一般環境を経由した石綿ばく露に関する一定の所見が得られたことから終了する。	7-3 及び を引き続き実施することにより、一般環境による石綿ばく露の健康影響に係る実態把握に努める。

特記事項

<p>&lt; 政府重要政策としての該当 &gt;</p> <p>&lt; 当該施策に係る府省庁 &gt;</p> <p>&lt; 昨年度評価書からの変更点 &gt;</p>
---

各目標に設定された指標について（該当無し）